

熱中症対策義務化

本日より。対策開始されていますか？

近年の気候変動により、毎年夏場には熱中症が急増しています。2024年の熱中症による労働災害（休業4日以上）は全国で1195人と過去最多を記録。死亡者も3年連続で30人を超え、労働災害死の約4%を占める深刻な状況です。この実態を受けて、厚生労働省は労働安全衛生規則を改正しました。2025年6月1日より新たな熱中症対策（左記）が事業者に義務付けられ、罰則規定も設けられました。

①【対象作業の明確化】

暑さ指数（WBGT）が28℃以上または気温が31℃以上の環境下で1時間以上、または1日4時間超の作業を行う場合を「熱中症を生ずる恐れのある作業」と定義。

②【体制整備の義務化】

熱中症の疑いがある者、または体調不良を目撃した者が速やかに報告できる体制の整備が必要。

③【対応手順の作成と周知】

作業離脱・身体冷却・医療機関搬送を含む具体的手順の作成と、作業への周知が義務付けられます。

この法改正により、単なる注意喚起や水分補給では不十分とされ、事業者には計画的・制度的に熱中症を予防する体制整備が求められるようになります。

鉄道業で特に熱中症リスクが懸念されるのは屋外での作業が多い施設関係業務です。暑さ指数28℃を超える日中に、日陰のない線路上で連続して作業する現場も多く、作業服やヘルメットを着用した状態で身体強度の高い作業が必要になる場合もあります。作業員の疲労蓄積や急変リスクが無視できない状況です。

またこの新制度は、屋外作業だけでなく、冷房が効かない車両内や閉鎖空間での作業も対象としています。さらに、出張先や構内の移動時間、屋外での待機時間なども「熱中症を生ずるおそれのある時間」として判断対象に含まれることが明記されています。

乗務員も次列車へ乗り継ぐための移動、乗り継ぎ箇所での待機時間や熱い空気にさらされますし、夏場、気動車ではエンジン停止時に冷房が動作せず、車内温度計が40度を示すことがあります。そのような環境での長時間乗務は、集中力の低下や脱水症状を引き起こす危険があります。泊勤務時は睡眠時間が極端に短くなることもあり、不規則な勤務体系は熱中症リスクを上昇させます。

過去には同じ鉄道会社で乗務中に水分摂取をした場合に報告を義務付ける会社がありました。水分摂取をした時間や場所、乗客からの意見の有無も記載していたとか。著者自身も過去に「お客さまから見えないように水分摂取しなさい」と管理者から指摘を受けた経験があります。見た目の印象を優先するような指導をされれば水分補給をする上での心理的圧力になります。JR九州は新しい経営理念に「お客さま視点」と掲げていますが、水分補給をためらい、熱中症リスクに晒されている運転士が乗務する列車に乗りたと思うのか？それだけでなく輸送力も明確に不足し、列車ダイヤ乱れは日常となつていきます。お客さまに「わくわく」感を提供したいそうですが、現状提供しているのは列車がいつ止まるのかという「ハラハラ」感に他なりません。



第199号

2025年6月1日

発 責 国労九州本部
住 所 博多区博多駅東3丁目9
番3号ニッコウハイツ1003号